

来春採用の自衛隊生徒を募集します

防衛庁では、H19年春入校の自衛隊生徒を募集しています。

《概要》自衛官として給与をもらいながら、約3年間は、自衛官として必要な教育、各種技術の基礎、訓練等を受けながら一般高校と同じ学科教育を学び、その後、専門的な技術を学びます。生徒教育3年終了時には、高等学校の卒業資格を取得できます。

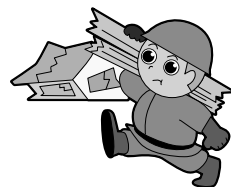
《応募資格》15歳以上17歳未満の男子
(平成2年4月2日から平成4年4月1日までの間に生まれた者)
※平成19年3月に中学校卒業見込み者含む

《採用試験》1次試験 平成19年1月13日(土)
2次試験 平成19年1月26日～29日までの1日 ※(1次試験合格者のみ)

《試験会場》陸上自衛隊 久居駐屯地内 津市久居新町975 代表 T059-255-3133

《試験内容》1次試験……筆記試験(学科・適性・作文)
2次試験……口述試験(面接)・身体検査 ※(1次試験合格者のみ)

《申し込み》願書受付締切平成19年1月9日(火)まで
※2等陸・海・空士(18歳以上27歳未満)も年間を通じて受け付けています。



☎ 自衛隊四日市地域事務所 四日市市鶴の森1丁目14-11阿部ビル2階 T F 059(351)1723

秋季火災予防運動実施!

11月9日(木)～11月15日(水)



平成18年度全国統一防火標語

「消さないで あなたの心の 注意の火」

重点目標/住宅防火対策の推進

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
(3つの習慣・4つの対策)

- 3つの習慣**
- 寝たばこは、絶対やめる
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

- 4つの対策**
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

☎ 桑名市消防本部予防課 T 24-5279

ストーカー被害やDV被害の早期相談

ストーカー行為やDVの被害は、被害者が、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関に早い段階で相談すれば、被害者の立場に立った対応と、迅速な解決が見込めます。

ストーカー行為やDVの被害にあわれている方は、ひとりで悩まず、ご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

☎ 三重県警察本部ストーカー対策室
T 059-222-0110 内線3054
いなべ警察署 T 84-0110
またはお近くの交番・駐在所までご相談ください。

大切な契約や遺言は公証役場で

お金を貸したり、不動産を売ったりするときは契約書を作ります。しかし、後になって、契約した覚えがないなど紛争が生じることが少なくありません。

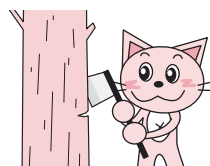
そこで、これらの書類は、「公正証書」にしておきましょう。公正証書についての相談は、無料です。

☎ 四日市公証人合同役場 T 0593-53-3394

森林所有者のみなさん! 森林の伐採には届け出が必要です

～伐採の前にまず届け出を～

森林を伐採するときは、「伐採届」の提出が義務づけられています。伐採する際は、下記までご連絡をお願いします。



☎ 藤原庁舎 農林商工課 T 46-6306 F 46-6319